

長岡京市営浴場運営委員会(令和5年度第2回)報告書(要旨)

日 時:令和6年3月11日(月)午前10時~11時20分

場 所:北開田会館1階大会議室

出席者:奥本会長、榊田委員、北村委員、野老委員、西村(喜)委員、西村(淳)委員
野間口委員、比果委員、吉岡委員

担当者:地域福祉連携室田端室長、徳田室長補佐、井上、北開田会館梶原館長

配布資料

- ・令和5年度 浴場利用者人数調べ((4月~1月)…資料1
- ・令和6年度 長岡京市営浴場予算書(案)…資料2
- ・令和5年度長岡京市営浴場「ふれあいの湯」利用者アンケート集計結果…資料3

会議内容

(1)浴場の運営状況について(資料1)

(事務局)

- ・資料1に基づき令和5年度4月から1月までの利用状況について説明
- ・年間利用者は昨年度と同程度であるが、コロナ前と比較すると約10%の減になっている。
- ・全利用者のうち約54%が70歳以上の高齢者
- ・12月から老人憩の家跡地にコインパーキングが整備され、浴場利用者は60分無料で利用できるようになった。1日約10台程度の利用がある。
- ・大きな修繕として、脱衣場の床の修繕を実施

【質疑及び意見なし】

(2)令和6年度予算(案)について(資料2)

(事務局)

- ・資料2に基づき令和6年度予算(案)について説明
- ・歳入の合計は5,290千円(前年度比306千円減)、歳出の合計は19,331千円(前年度比918千円増)

【主な質疑及び意見】

- ・歳出額に対し歳入額が不足しているが、どのように対応するのか
⇒（事務局）市税で対応する。

(3)利用者アンケートの結果について(資料 3)

(事務局)

- ・1月15日～1月31日の期間で利用者アンケートを実施。その集計結果を資料3に基づき説明

【主な質疑及び意見】

- ・サウナ利用者による洗い場の場所取りが、他の利用者の迷惑になっている。
⇒（事務局）注意喚起の表示をする。

- ・脱衣場に鍵付きロッカーの設置要望がある。昨今のスーパー銭湯などの浴場は脱衣場のロッカーには鍵が付いている。市営浴場にも鍵付きのロッカーを設置すべきではないか。
- ・現行のロッカーに慣れている高齢者には鍵付きロッカーが使いにくい。これまでも鍵なしロッカーで特に不便はなく、鍵付きロッカーはなくてもかまわない。
⇒（事務局）鍵付きロッカーの設置は非常に財政負担が大きい。貴重品を保管するための貴重品用鍵付きロッカーを設置しているので、これを有効にご活用いただきたい。

- ・ふれあいの湯は市民だけでなく市外の方も利用できるもので、利用者の増を図るために市外の方への積極的なPRも必要ではないか。
⇒（事務局）現在民間が運営しているインターネットのサイトで「ふれあいの湯」が検索できるようになっており、市外の方でも「ふれあいの湯」の情報は入手できるようになっている。一方で、「ふれあいの湯」は現状の機能を維持しながらより多くの市民に利用していただく施設であり、市外に向けて積極的に広報を行い利用者を増やすという戦略を持った施設ではないと考えている。

- ・浴場内で利用者の迷惑行為が発生したときの対応はどのようにしているのか。
⇒（事務局）軽微な注意は番台が行っているが、対応が困難なものについては番台からの連絡により市職員が個別に対処している。
- ・不潔行為や暴力行為、飲酒、入れ墨などの迷惑行為に対する対応マニュアルが必要であるとする。少数の人の迷惑不適切な行為によって、多数の人が迷惑を受けるのであれば、一定の利用制限を設けるべきであり、多くの人が気持ちよく利用できるような入

れ墨や紙おむつを着用している人などの利用を制限すべきではないか。より多くの利用者が利益を享受できるように施設の利用環境を整えるのが市の役割ではないか

- ・今の時代に入れ墨があるというだけで利用を制限するのはいかがなものか。
 - ・入れ墨の人が浴場を利用しても全く問題ないと思う。
 - ・番台従事者の対応を統一するためにマニュアルは有用だと思うが、様々な状況に対応したマニュアルの作成はかなり難しいと思う。
 - ・個人が経営している浴場なら制限をしてもいいと思うが、市営の公衆浴場は市民が広く利用できる施設であるべきである。個別の迷惑行為にたいしては当然対応していくべきであるが、一律に利用を制限し、特定の人を排除することは市営浴場の在り方として適切ではない。また、事細かなマニュアルを作成しても、番台従事者が実際に現場で発生する多種多様な事象に即時に活用することは難しいのではないか。
 - ・3人の番台従事者の方が、施設内で発生する様々な事象に対して同じ対応ができるよう研修の機会を設けることも必要であると思う。
 - ・不適切行為の対応マニュアルについては、各委員にも様々な意見がある。これまでも問題が発生した際には番台から市や関係機関に連絡をしてその都度対応をしてきており特に大きな問題はなかった。「ふれあいの湯」はこの名前の通り地域の交流の場である。浴場を利用したい人はできる限り利用できるような運営が望ましい。
- ⇒（事務局）市営の公衆浴場は様々な人が利用できる施設であることから、法で定められた以外の利用制限を設けるということは難しく、事細かな制限を設けることは公共施設の運営の在り方としてふさわしくない。浴場内で不適切な行為があった場合には、施設を管理する者の責務として対応しなければならない。ただ、おむつを着用しているから、入れ墨があるから、施設内での喧嘩をするからということだけで一律に利用の制限をするのではなく、不適切な行為があれば個別のケースに応じて対応する必要があると考えている。

(4) 今後の浴場運営の在り方について

(事務局)

- ・7月の運営委員会での意見について
- ① 浴槽のお湯の温度が熱いという意見があったが、今回のアンケートの結果を見ると約7割の方が「ちょうど良い」と回答されていることから当面は今の湯温で営業していく
- ② 洗い場の蛇口から出る湯が熱いという意見があったが、各蛇口付近に注意喚起のシールを貼るとともに、蛇口やシャワーの取り換え修繕の際に順次混合栓の蛇口に交換していくことで対処する。

・ 6年度のボイラー、番台従事者の体制について
現在ボイラー3名、番台3名の輪番で対応している。6年度も同様の体制で運営する
予定である。

(5)その他

5年度の委員謝礼は4月に指定された口座に振り込む予定